

J R 横 川 駅 周 辺 地 区
交 通 バ リ ア フ リ ー 基 本 構 想

平成17年6月

広 島 市

はじめに

平成12年11月に交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）が施行された以後、本市においては、第1弾として、平成14年5月、広島市域内で最も利用者数の多く、陸の玄関口であるJR広島駅とその周辺地区に関する交通バリアフリー基本構想を取りまとめました。

この構想に基づいた交通バリアフリー化事業は、広島駅及び駅周辺の道路について着実に進められ、広島駅については、平成16年度末で基本構想に示された事業が完了しました。

広島駅のバリアフリー化事業が完了したことを受けて、第2弾として、広島駅に続いて利用者の多い、JR横川駅及びJR五日市駅とそれらの周辺地区に関する交通バリアフリー基本構想を取りまとめることとしました。

このうち、JR横川駅は、1日当たり乗降客数約3万人の利用があり、古くから都心と市北部を連絡する重要な交通結節点機能を有しており、また、駅周辺地区には、公共施設、商業施設、社会福祉施設、医療機関などが立地しており、路面電車の駅前広場乗り入れによる乗り継ぎ利便性の向上に伴い、さらに多くの人々の利用が見込まれます。

今後は、JR横川駅の交通結節機能を更に強化するとともに、周辺地区に点在する公共公益施設への円滑な移動を確保するため、基本構想に基づく一体的かつ重点的なバリアフリー化を進めます。

目 次

	頁
1. 基本構想の作成方針	1
(1) 基本構想の位置づけと作成体制	
(2) 基本構想の基本的考え方	
2. 広島市の現況	3
(1) 地域の概要	
(2) 高齢者、身体障害者の状況	
(3) 公共交通機関の現況	
ア. 交通事情	
イ. 低床車両の導入状況	
ウ. 旅客施設の現況	
3. JR横川駅周辺地区の現況	10
(1) 地域特性	
(2) 交通結節点としての役割	
(3) 利用状況	
(4) 駅施設及びその周辺地区のバリアフリー化の現況	
4. 高齢者・身体障害者等のバリアフリーに対する意向調査	12
(1) 第1回ワークショップ	
(2) タウンウォッチング	
(3) 第2回ワークショップ	
5. 重点整備地区の区域及び特定経路	20
(1) 重点整備地区の区域	
(2) 特定経路の設定	
6. 重点整備地区における移動円滑化に関する整備方針	21
(1) 公共交通機関のバリアフリー化の推進	
(2) 歩行空間のバリアフリー化の推進	
(3) 心のバリアフリー化の推進	
7. 実施すべき特定事業とその他の事業	23
(1) 公共交通特定事業	
(2) 道路特定事業	
(3) 交通安全特定事業	
(4) その他の事業	